（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第四条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科に設ける講座	
医学科	一二
看護学科	六八
計	三四
合計	一一四
専任の助教の数	
医学科	六六
看護学科	一七
計	八三

改正前	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科に設ける講座	
医学科	一二
看護学科	六八
計	三四
合計	一一四
専任の助教の数	
医学科	六八
看護学科	一九
計	八七

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第五条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（研究開発部の分課）	（研究開発部の分課）
第四十四条　研究開発部に、次の二課を置く。	**第四十四条**　研究開発部に、次の四課を置く。
計画課	計画課
技術課	開発課
	研究課
	航空医学課
（技術課）	（開発課）
第四十六条　技術課においては、次の事務をつかさどる。	**第四十六条**　開発課においては、航空装備品等の研究改善に関する実施計画に関する事務をつかさどる（航空医学課の所掌に属するものを除く。）。
一　航空装備品等の研究改善に関する実施計画に関すること。	（研究課）
二　航空装備品等の研究開発及び研究改善の要求に関する調査、研究及び分析に関すること。	**第四十七条**　研究課においては、次の事務をつかさどる。
三　航空装備品等の技術資料の収集整理に関すること。	一　航空装備品等の技術研究、技術開発及び研究改善の要求に関する調査、研究及び分析に関すること。
第四十七条　削除	二　航空装備品等の技術資料の収集整理に関すること。
第四十七条の二　削除	（航空医学課）
（医務官）	**第四十七条の二**　航空医学課においては、次の事務をつかさどる。
第四十七条の六　［略］	一　航空装備品等の航空医学に係る研究改善に関する実施計画に関すること。
2　［略］	二　航空医学の調査及び研究に関する実施計画に関すること。
	（医務官）
	第四十七条の六　［同上］
	2　［同上］